

# 2013 年 WIPO 総会 事務局長報告書

年次報告

年間レビュー

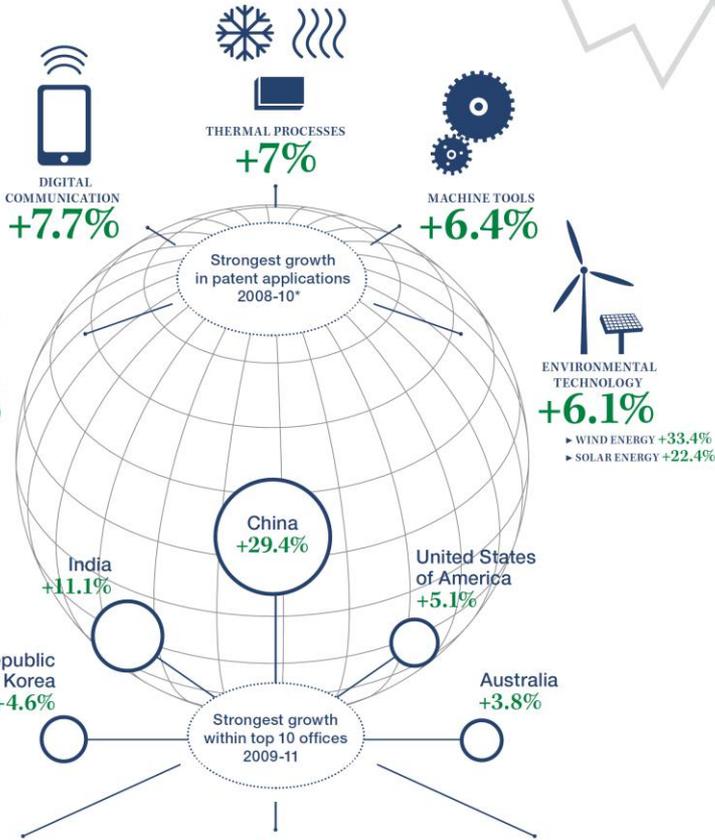


World Intellectual Property Indicators 2012  
**INTELLECTUAL PROPERTY GROWS  
 DESPITE ECONOMIC WOES**

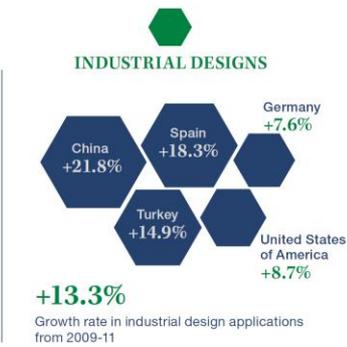
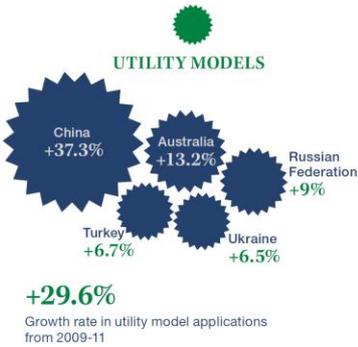
THE POST-2008 ECONOMIC DOWNTURN HASN'T STOPPED COMPANIES FROM PROTECTING THEIR INTANGIBLE ASSETS.



Growth rate in patent applications worldwide from 2009-11



\*Nanotechnology left out because of its comparatively small number of patent applications



\*\*Office for Harmonization in the Internal Market

The Year in Review  
**November/  
 December 2012**

世界知的財産権指標 (WIPI: World Intellectual Property Indicators) 報告によると、グローバル経済は引き続き低迷していますが、全世界の IP(知財) に関する出願件数は増加し続けており、中国では最高の増加率を記録しました。年 1 回発表される WIPI は、知財統計の重要な参照源となっています。

# 2013年WIPO総会 事務局長報告書

- 2012年10月に開催された加盟国総会後の1年間は、当機関にとって非常に有意義かつ実り多い1年でした。特筆すべきは、2013年6月に新たな多国間条約「視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約」(マラケシュ条約)の締結にこぎつけることができたことです。これは、加盟国によって成し遂げられた偉業であり、広く称賛された集中的な議論の成果です。この場をお借りして、すべての代表団を大変温かく心から迎えてくださったモロッコ王国政府に感謝申し上げます。また、加盟国の皆様が積極的かつ建設的に関与されたことにより可能な限りの成果を得られたことに対して、すべての加盟国に感謝申し上げます
- マラケシュ条約の締結は、この1年間の特に大きな成果ですが、当機関は、他の多くの分野でも高い成果を上げています。以下では、それらの成果について、当機関の戦略目標の項目に沿って整理し、概要を述べることにします。しかし、戦略目標について話を進める前に、まずは当機関の財政状況について述べていただきます。

## 財務実績

- 健全な財政管理の結果、当機関は、2012年には剰余金を返還し、目標を上回る水準の積立金を保有し、長期負債の資金を積み立てる体制を整え、前受資金計画を開始し、安定した職員数を維持すると同時に、増大した作業負荷を管理できるようになっています。
- 私たちはまた、国際公会計基準 (IPSAS: International Public Service Accounting Standards) を導入しており、決算報告書だけでなく予算や計画についても、IPSASに基づく修正を踏まえたものになるようにしています。2012年、年度末の事業剰余金は、IPSASに基づく修正を踏まえた結果、2,560万スイスフランとなりました。さらに準備金支出を差し引いた結果、年度末の総剰余金は1,570万スイスフランとなりました。
- その結果、2012年末には積立金は1億7,820万スイスフランに達しましたが、これは、事業収益の悪化やその他悪影響に対する賢明な予防策として加盟国が定めた水準をおよそ5,800万スイスフラン上回っています。外部監査人の勧告に沿って、積立金を使用されるさまざまな用途をより明確に反映する目的で、積立金の決算報告書での公開及び提示を改善する方法を検討中です。
- 当期2年間の第2年度である2013年の最初の7カ月間は、2012年と同様の傾向が続いていますが、2012年に経験したような為替差益による利益は得られていません。7月末には、かなりの額の事業剰余金を得ていました。しかし、通常、1期2年間の終わりには支出が増加する傾向があります。にもかかわらず、世界経済に影響を与える基本的な傾向に予想外の混乱が生じない限り、本年度末もかなりの事業剰余金が出ることが予想されます。

## グローバルな知財制度<sup>1</sup>

- 特許協力条約 (PCT: Patent Cooperation Treaty)**。  
当機関の主要な財源(総収入の約75%を生み出している)として、PCTは、当機関の財務能力と行為能力を決定づけています。
- PCT 出願件数は、引き続き世界経済の成長を上回っています。2012年は、194,400件の国際出願が提出され、2011年比で6.6%増加しました。2013年は、増加率は少し下がって約4%となると予想しています。概して言えば、近年みられた中国からの出願の急激な増加が持続可能な水準に戻りつつある一方で、世界的金融危機の影響を受けた成熟した市場からの需要は上向きつつあります。2013年は、提出された国際出願件数が20万件を超える最初の年になりそうです。1年間に提出される国際出願件数が10万件に達するのに、PCT発効から24年を要しましたが、その件数が倍増して20万件に達するまでには、12年間で済みそうです。

1. 戦略目標II：一流グローバル知財サービスの提供

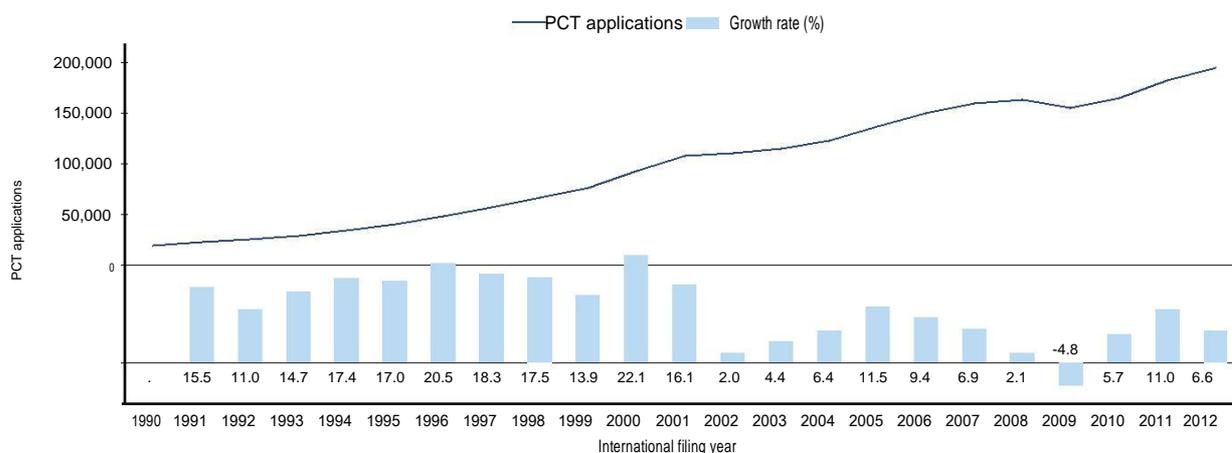


The Year in Review

January 2013

戦略的再調整プログラム(SRP: Strategic Realignment Program)は成功裡に終了し、19の機構改革イニシアチブで有益な結果が得られただけでなく、WIPOの4つの中心的価値に対する職員の意識調査でも良い結果が得られました。上図: 新会議場プロジェクトは、「環境責任」という私たちの中心的価値の1つを反映して、再生可能な森林から採取された地元産の木材の使用や、鳥やコウモリのための営巣地の整備など、多くの環境に配慮した特色を有しています。

図1: PCT 出願の傾向



9. 日本、中国、大韓民国 (国際出願件数の多い順) のアジア3カ国は、2012年、最大の出願提出グループとしての地位を確固たるものとししました。3カ国合計の出願件数は全国際出願件数の38.1%を占め、これに対して欧州からの出願件数は29.8%、米国からの出願件数は26.3%でした。出願件数上位4位までの出願人 (ZTE Corporation、パナソニック、シャープ、及びファーウェイ) はすべて、中国と日本の企業でした。
10. 前回の総会以後、新たに2カ国 (サウジアラビア及びイラン・イスラム共和国) がPCTに加盟し、PCT締約国数は148カ国という素晴らしい数になりました。その同じ期間中に、エジプト特許庁 (Egyptian Patent Office) は、2013年4月1日から効力を有する、このような機関としてはアラビア語圏で最初の機関として、国際調査機関 (ISA: International Searching Authority) 及び国際予備審査機関 (IPEA: International Preliminary Examining Authority) としての業務を開始しました。また、国際事務局は、インド特許庁 (Indian Patent Office) が2013年10月15日付で国際機関としての業務を開始するとの通知も受けています。
11. PCTが継続的に成功し、国際特許出願の最適な提出ルートとしての魅力を持ち続けることができるかどうかは、制度を継続的に改革できるかどうかにかかっています。PCT作業部会は、このような改革の源の1つであり、法律や手続きに関する改革を推進しています。作業部会は2013年5月に会議を開き、さまざまな重要で興味深い提案を会議に諮りました。提案の多くは、手続きの国際段階と国内段階の連携を改善する取り組みに関係するもので、例えば、国内段階の登録時に国際予備審査報告の否定的見解に対して応答することを出願人に義務付ける提案、国内官庁のためにサーチ戦略を記録するよう国際機関に義務付ける提案などでした。こうした提案は、PCTの継続的な更新に不可欠であり、PCT制度の機能の改善策の模索に積極的に関与された加盟各国に感謝申し上げます。

図2: PCT出願トップ20

Rank	Applicant's Name	Origin	PCT applications			Change compared to 2011
			2010	2011	2012	
1	ZTE CORPORATION	China	1,868	2,826	3,906	1,080
2	PANASONIC CORPORATION	Japan	2,153	2,463	2,951	488
3	SHARP KABUSHIKI KAISHA	Japan	1,286	1,755	2,001	246
4	HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD.	China	1,527	1,831	1,801	-30
5	ROBERT BOSCH CORPORATION	Germany	1,302	1,518	1,775	257
6	TOYOTA JIDOSHA KABUSHIKI KAISHA	Japan	1,095	1,417	1,652	235
7	QUALCOMM INCORPORATED	United States of America	1,675	1,494	1,305	-189
8	SIEMENS AKTIENGESELLSCHAFT	Germany	830	1,039	1,272	233
9	KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.	Netherlands	1,433	1,148	1,230	82
10	TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON (PUBL)	Sweden	1,147	1,116	1,197	81
11	LG ELECTRONICS INC.	Republic of Korea	1,297	1,336	1,094	-242
12	mitsubishi electric corporation	Japan	726	834	1,042	208
13	NEC CORPORATION	Japan	1,106	1,056	999	-57
14	FUJIFILM CORPORATION	Japan	275	414	891	477
15	HITACHI, LTD.	Japan	372	547	745	198
16	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.	Republic of Korea	574	757	683	-74
17	FUJITSU LIMITED	Japan	475	494	671	177
18	NOKIA CORPORATION	Finland	632	698	670	-28
19	BASF SE	Germany	817	773	644	-129
20	INTEL CORPORATION	United States of America	201	309	640	331



Photo: iStockphoto / © pheonix3d



**KIPI Kenya** @kipikeny

30 Jul

If you are a researcher, one of your best resources is @WIPO's PATENTSCOPE for free access to over 28 million searchable patent documents

Expand

**グローバル・ブランド・データベース (Global Brand Database)** は拡充され、商標及びブランド情報に関する最大規模の無料公開データベースの1つに成長しました。新たに、米国特許商標庁 (USPTO: United States Patent and Trademark Office) を含む6知財庁が国内商標レコードデータを追加したため、データベースの規模は220万件から1,100万件近くまでに増大しました。**PATENTSCOPE**データベースも同様に、2013年新たに、大規模な米国及び中国のデータを含む5カ国の国内特許データが追加されて規模が飛躍的に拡大し、9月には、無料で検索できる特許文献の合計数が3,240万件を超えるまでになりました。

The Year in Review

February 2013

12. PCTの更なる改革の源として、ePCTというITシステムがあります。このシステムは、紙の使用量や送信時間、処理時間を削減し、制度全体を通じて処理ミス削減し生産性を拡大するような方法で、出願人による電子出願、出願書類の安全な操作、PCT制度のさまざまな官庁当事者(受理官庁、指定官庁、国際機関、国際事務局)間のやり取りを可能にする変革的技術となるはずで

13. 標章の国際登録に関するマドリッド制度。マドリッド制度は、喜ばしいことに拡大し続けています。請求に関しては、国際出願数は2011年よりも4.1%増加し、2012年には43,998件というかつてない件数に増加しました。2013年の最初の7カ月も、この傾向は続き、2012年の同時期と比較して5.9%国際出願が増加しています。

図4: マドリッド協定指定加盟国トップ10

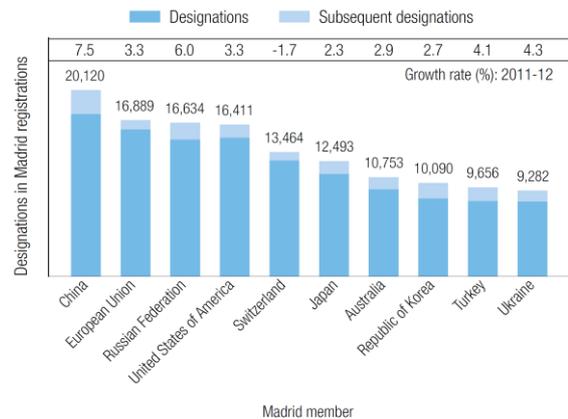
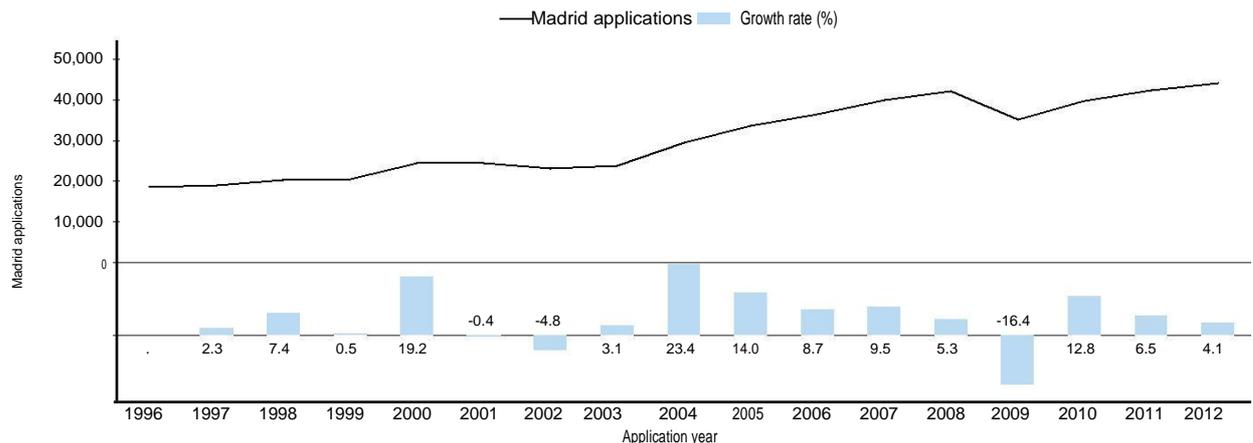


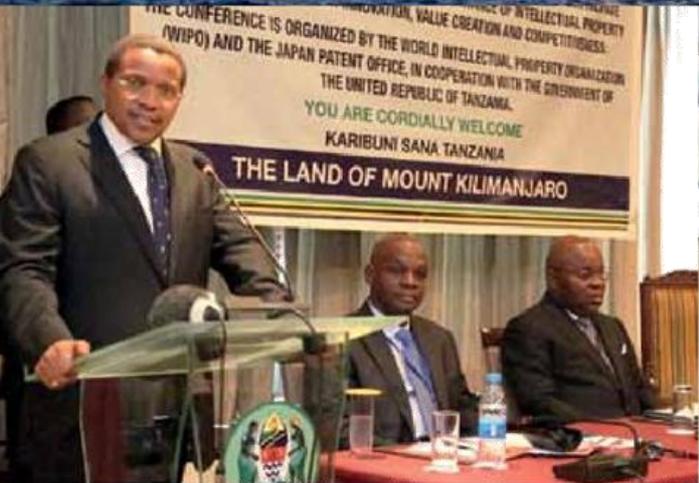
図3: マドリッド出願の増加率



今やマドリッド国際登録簿には、56万件を超える有効な国際登録が記録されています。

14. 出願人がどの締約国に保護を求めたか(指定された締約国)は、さまざまな市場に関して認識されている魅力、及びそれらの市場での保護を求めたいという要望を知る重要な指標となります。2012年に最も多く指定された締約国は中国であり、その後、欧州連合、ロシア連邦、米国が続きました。

15. 過去12カ月の間に、メキシコ、インド、ルワンダ、及びチュニジアの4カ国がすべて加盟するなど、マドリッド制度への加盟国数は増加し続けており、現在、92カ国に達しています。国内法をマドリッド制度に準拠させ、それに応じて手続きを適合させるための支援が要請されていることから判断すると、加盟国数は引き続き増大するものと予想されます。



WIPO及び日本特許庁によって企画された「イノベーション、価値の創造、競争力を促進するための知的財産政策の戦略的な重要性に関するアフリカ・カンファレンス」では、アフリカの大学や企業でイノベーションが力強く推進されていることを示す成功事例を聞くことができました。タンザニア連合共和国のジャカヤ・ムリシヨ・キクウェテ大統領（上記写真）によってダルエスサラームで開催された同カンファレンスには、五大陸から多くの閣僚、政策立案者、イノベーションリーダーが集まりました。

The Year in Review

March 2013

16. 私たちは、マドリッド制度のもとで提供されるサービスの魅力を高めることを目的とした集中プログラムに着手しています。このプログラムを最初に具体化したものとして、いくつかのITシステムを提供しています。この1年で、Madrid Portfolio Manager (MPM)、Madrid Real-Time Status (MRS)、及びMadrid Electronic Alert (MEA) は拡張され、ユーザーからのフィードバックが反映されました。Madrid Goods and Services Manager (MGS) は、15言語 ( 英語、アラビア語、繁体字/簡体字中国語、オランダ語、フランス語、ドイツ語、ヘブライ語、イタリア語、日本語、ノルウェー語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、トルコ語 ) で利用できるようになっています。また、MGSには、「DCP (指定締約国) における受入れの可否チェック」という新しい機能が追加され、国際出願において、出願に含めた表現が提案された指定締約国によって受け入れられるかどうかを出願人がチェックできるようになりました。このデータベースはマドリッド制度のユーザー向けに設計されていますが、その一方で、登録を目指して国内出願又は広域出願を行う際に、このデータベースを使用して商品やサービスのリストを作成することもできます。Madrid Office Portal (MOP) は、標章の国際登録簿への包括的な電子アクセス、及びWIPOと電子通信を行う手段を知財庁に提供するオンラインツールで、パイロット国でテスト中であり、来年にはすべての加盟国の官庁で広く利用可能となる見込みです。
17. **意匠の国際登録のためのハーグ制度。**ハーグ制度は、国際出願数が比較的少なく、ゆっくりではあるが着実に成長しています。2012年、国際出願数は3.5%増加しました。2013年については、出願数が3000を超えると見積もった場合、増加率は上がると予想されます。
18. 次期2年間に、ハーグ制度は本質的に大きく変化することが期待されています。制度への加盟に関心を示す積極的な姿勢が、中国、日本、大韓民国、ロシア連邦、米国、及び東南アジア諸国連合 (ASEAN) 加盟各国から表明されました。国際事務局にとっての課題は、この期待される拡大がスムーズに管理されるようにし、ハーグ制度が効率的で高品質なサービスをタイムリーに提供し続けるようにすることです。この点に関して、本年6月には、新しい電子出願インターフェースが導入されましたが、これは、従来のインターフェースに多くの改善を加えており、ユーザーから非常に肯定的な反応が得られました。
19. **原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定。**リスボン協定の改正に関する作業は、リスボン制度の開発に関する作業部会で順調に進捗しています。作業部会は、2013年の会合で、リスボン同盟総会に、「原産地名称及び地理的表示に関するリスボン協定改正の2015年の採択に向けて外交会議の開催を承認する」よう提言しています。外交会議に先立って、作業部会の会合がさらに2、3回開かれると予想されます。
20. リスボン協定の改正は、国際社会が何十年もの間、解決策を見いだせなかった課題を解決するまたとない機会です。この改正は、可能な範囲で真に国際的な地理的表示及び原産地名称の国際登録簿の作成にチャレンジすることを意味します。50年以上経過して、リスボン協定には、限られた数の国 (28カ国) しか加盟していません。リスボン協定の改正によって、幅広い支持と参加をもたらすことができる制度が提供されることが望まれます。
21. **WIPO調停仲裁センター (WIPO Mediation and Arbitration Center)。**同センターは、公認サービス・プロバイダのインターネット・ドメイン名紛争を引き続き数多く処理しています。同センターが取り扱う一般的な知財調停及び仲裁の取扱件数は、着実にゆっくりと増加し続けています。また、さまざまな専門的な知財の文脈における裁判外紛争解決 (ADR: Alternative Dispute Resolution) 手続のための専門知識と制度の提供に、ますます深く関わっています。
22. ドメイン名の領域では、2012年には、統一ドメイン名紛争処理方針 (UDRP: Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy) に基づいた手続に従って、WIPOセンターには、2,884件のドメイン名不法占拠事件 (5,084件のインターネット・ドメイン名を対象とする) が商標保持者によって届け出られました。これは、2011年から4.5%増加したことを意味します。2013年の取扱件数は、わずかながら増加率が低下しているものの、安定した比率で増加し続けています。訴訟の管理に関するセンターのサービスを強化するために、電子訴訟管理システムの改良版 (ドメイン名訴訟ファイル電子アクセスシステム (DECAF: Domain Name Electronic Case File Access Facility)) が導入されました。
23. ドメイン名訴訟の管理において、センターがサービスを提供する国別コード・トップレベル・ドメイン (ccTLD: country code Top Level Domain) の数は、2012年は.PW (パラオ) と.TZ (タンザニア) が追加され、2つ増えて67に増加し、2013年には、.FM (ミクロネシア連邦) と.GD (グレナダ) が追加され、さらに2つ増えて69になりました。

INTERNATIONAL TRADEMARK FILINGS UNDER MADRID SYSTEM FOR THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF MARK

# WHO FILED THE MOST MADRID TRADEMARK APPLICATIONS IN 2012?

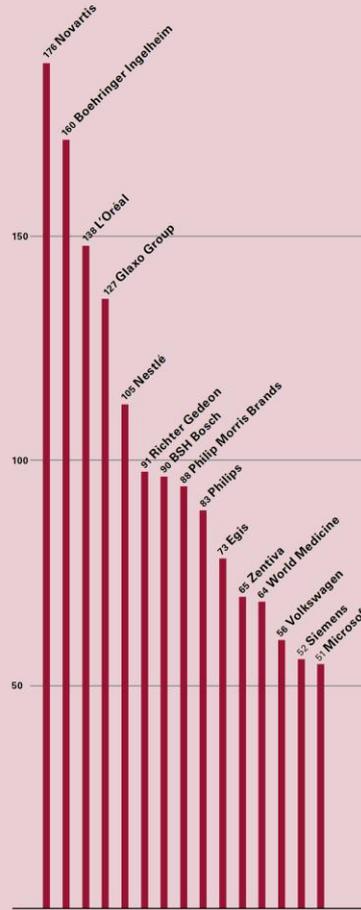
**44,018** +4.1%  
 Number of applications Growth in 2012

## TOP 10 COUNTRIES



## TOP 15 COMPANIES

Swiss pharmaceutical company Novartis was the largest filer in 2012.



**WIPO** @WIPO  
 Aug 27, 8:20pm via HootSuite  
 Did you know? Users of the International #Trademark System can now request new special services: [ow.ly/ojCyO](http://ow.ly/ojCyO)  
 115 retweets

マドリッド国際商標制度は、11月のメキシコの加盟に続き、4月にインドが加盟したことで、加盟国が90カ国となったことを祝しました。ルワンダとチュニジアも、同制度に2013年加盟しました。マドリッド制度に基づく国際商標出願数は、2012年には4.1%増加し、2012年は記録的な年になりました。この傾向は2013年も続いており、最初の7カ月で出願数は6%近く増加しました。

The Year in Review  
**April 2013**

24. ドメイン名制度で進行中の主要な開発は、一般トップレベルドメイン (gTLD: generic top-level domain) 空間を限りなく拡大する可能性があります。ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) は、現在、最高1,400件あまりの新しいgTLD (ドットの右側の文字。 .comなど) の申請を処理しています。この拡大が商標にどのような影響を与えるか、ドメイン名不法占拠の発生率を増加させるかどうか、商標権所有者が自身の標章に対する侵害をどのように監視するか、gTLDのブランド価値を低下させるかどうかなどは、不明です。これらはすべて、時間と経験が解決する問題です。当面、WIPOは、ADR策の開発において指導力を発揮するよう努める所存です。WIPOセンターは、「委任前の」法的権利に基づく申立 (LRO: Legal Rights Objection) 手続きに基づいて紛争解決サービスを提供する者として、ICANNによって指名されました。gTLDが商標を侵害しているという理由から、新しいgTLDの設定に対して異議を申し立てる機会を商標権者に与えるための手続きが、WIPOによって策定されました。LRO紛争の管理は、2013年第1四半期から開始されました。現時点で、受け取った69件の準拠したLRO訴訟のほぼすべてに関して、センターが下したパネル決定は良い評価を得ています。
25. センターの作業の新たな興味深い分野の1つは、各国の知財庁と協力して、知財庁に対する異議申立のADR手続きやその他の訴訟手続きの設計と管理を支援することです。センターは、このような手続きを管理、又は、シンガポール知的財産権庁 (IPOS: Intellectual Property Office of Singapore) やブラジルの工業所有権庁 (INPI: National Institute for Industrial Property) と協力して管理しています。最初のいくつかの訴訟は、商標異議申立に対するWIPO-IPOS共同の調停手続きに従ってうまく解決されました。
26. 当機関は、幸いなことに、2013年、別の新たな多国間条約「視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約 (Marrakesh Treaty to Facilitate Access to Published Works for Persons who are Blind, Visually Impaired or otherwise Print Disabled)」の締結にこぎつけることができました。マラケシュVIP条約は、2012年の「視聴覚的実演に関する北京条約」(Beijing Treaty on Audiovisual Performances) の成功に基づいています。
27. マラケシュ条約が採択された外交会議は、一大イベントでした。モロッコ王国政府は、寛大にもこのような会議を主催してくださり、参加者のために見事に準備を整え、すべての代表団を大変温かく迎えてくださいました。モハメッド6世国王陛下からは、会議の開始にあたって、心温まる励ましのメッセージを頂戴しました。モロッコ王国通信大臣ムスタファ・カルフィ氏が会議議長に選出され、卓越した技量で議事進行を務められました。著名な音楽家スティービー・ワンダー氏は、2010年総会での加盟国との約束を守ってマラケシュに来訪され、条約締結を祝して、最終日の晩にすべての参加者のために素晴らしい記憶に残るコンサートを行ってくださいました。
28. マラケシュでの成功は、加盟国の皆様が極めて積極的かつ献身的に取り組まれた成果です。このような取り組みが為されたことは、会議直前の6カ月間に5回の会合とオープン協議会が開催されたこと、及び、さまざまな加盟国グループの非公式の会合が数多く開かれたことから明らかです。外交会議の交渉官たちは、昼夜を問わず途切れなく交渉を行いました。その結果得られた成果は、視覚障害者にとっても、知的財産にとっても、明確なニーズに対する効果的な解決策について合意を形成するための国際社会の能力にとっても、またWIPOにとっても素晴らしいものとなりました。
29. マラケシュVIP条約が取り組んだニーズは、「本不足 (book famine)」でした。つまり、推定によれば、出版物のうち、視覚障害者がアクセスできる形式で提供され、然るべき時間内に入手できるものは5%程度しかなく、開発途上国で生活している視覚障害者の圧倒的多数にとっては、この割合はさらに低くなります。条約は、盲人、視覚障害者、読字障害者のためのアクセス可能な形式の出版物の作成を許可するために、国内法で著作権を制限し例外を設けることを義務付けることで、このニーズに取り組んでいます。条約はまた、そのようなアクセス可能な形式の出版物の国際間の移動を許可し、同じ出版物に関して各国ごとにアクセス可能な形式を作成しなくて済むようにすることで、限られた資源を最大限効率的に使用してアクセス可能な形式の出版物を作成できるようにしています。

## 国際標準フレームワーク<sup>2</sup>

2. 戦略目標: 知財のための国際的な基準策定の枠組みのバランスのとれた発展



Photo: iStockphoto © bedo



WIPO / Emmanuel  
Photo: Berrod



The Year in Review  
**May 2013**

地理的表示は、リスボン制度の開発に関する作業部会の検討項目に含まれていました。作業部会は、原産地名称及び地理的表示に関するリスボン協定改正の採択に向けて、2015年の外交会議の開催を承認するようリスボン同盟総会に提言することに合意しました。一方、WIPOの新しい出版物「Geographical Indications: An Introduction (地理的表示入門)」は、人気のあるソーシャルメディア・文書共有サイトであるScribdのトップページに掲載されました。

30. 新たな条約の締結に成功することと、その条約を発効させることは別のことです。条約とは、加盟国の政策の集団的表明です。事務局は、北京条約とマラケシュVIP条約の両方にできるだけ多くの国が加盟するよう働きかけ、これらの条約ができるだけ早く効力を持つように努力する所存です。北京条約の署名のための期間が終了するまでに、71の有資格締約国が条約に署名しました。マラケシュ条約には、今日までに、53の有資格締約国が署名しています。これらのことは、2つの条約の広範な批准を期待できることを示しています。これら2つの条約だけでなくとどまらず、前総会以降の1年の間にWIPOが管理する条約に新たに26カ国の加盟があり、世界中でWIPOの条約を採択する国が増え続けていることもご報告させていただきます。
31. マラケシュVIP条約については、条約への加盟を推進することに加えて、私たちは、著作権及び著作隣接権に関する常設委員会が、アクセス可能な形式の文書を実際に利用できるようにするために設立した利害関係者プラットフォーム (Stakeholders Platform) を、高いプロレベルの実装にまで引き上げたいと考えています。私たちは、プラットフォームをこの新しい段階に引き上げるための任意の資金提供を受ける方法を探っており、進捗状況については、常設委員会に報告する予定です。
32. 標準アジェンダについて考えた場合、検討中の事項は数多くありますが、成熟段階に近づきつつある分野として3つの分野が際立っています。次に、それらについて述べることにしますが、述べる順番は、個々の分野の重要性や成熟度に対する判断を示すものではないことをご理解ください。
33. 意匠法条約案に関する作業は、商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会です。同条約案は、意匠保護の取得に関連する手続きを簡素化することを目指しています。同条約案により、アクセスしやすい手続きがデザイナーに提供され、特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約のそれぞれで特許と商標に関して達成されている業務の簡素化が、意匠に関しても実現されるでしょう。本年、同条約を締結するためにロシア連邦が主催を申し出ている外交会議の開催を決定するよう、総会に対して要請があるはずですが、北京及びマラケシュ条約を基礎として、引き続きこの取り組みを前進させることができることが望まれます。
34. 知的財産と遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間会合 (IGC: Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore) は、伝統的知識及び伝統的文化的表現の国際保護、並びに遺伝資源に関連する知的財産に関する作業を過去1年間で大幅に進展させました。
- この作業を満足のいく成果につなげることが何よりも重要です。この過程は、長く骨の折れるものでした。総会に対して、IGCのマンデートを更新し、そのマンデートをすべての加盟国によって受け入れられるような方法で示すようにとの要請があるでしょう。来年の主要な優先事項の1つは、この作業を進展させて良い成果を得ることです。
35. 放送の保護は、成熟しつつある3番目の分野です。加盟国によって設定されたスケジュール (2014年に為し得る成果を予測したものは、若干遅れが出ています。これは、この分野の加盟国のすべての利用可能な能力がマラケシュVIP条約のために使い尽くされてしまい、その結果、放送分野については十分掘り下げて扱うことができなかったという無理からぬ理由によるものです。この重要な課題を、加盟国が外交会議の開催を検討できる段階にまで進捗させるため、今後12カ月の間、集中的な取り組みが行われることが期待されます。放送分野には、1996年に締結された条約 (WIPO著作権条約 (WIPO Copyright Treaty)、WIPO実演・レコード条約 (WIPO Performances and Phonograms Treaty)) 及び2012年に締結された条約 (北京条約) によって更新されていないベルヌ条約とローマ条約でカバーされている未解決の主要領域が残っています。
36. 以上3つの分野が完了に向けて進むにしたがって、今後数年内に加盟国間で標準アジェンダについての対話を開始することが重要になってくると思われます。この過程は決して容易ではありませんが、外界の変化のスピードは、今後の優先事項を計画することが必要であることを明確に示しています。

### 開発<sup>3</sup>

37. 国家機関の要請を受けて、また国家機関と協力して国家戦略を策定することは、国家経済目標及び開発計画の推進に知財の利用を結び付けるために使用される第一の手段です。この1年間を通じて、当機関は、後発開発途上国 (LDC)、開発途上国、及び移行経済国のこのような戦略の策定に継続して取り組んできました。2012年、さまざまな段階の戦略の策定/実施作業が32カ国で行われました (アフリカ5カ国、アラブ地域5カ国、アジア太平洋地域9カ国、ラテンアメリカ及びカリブ海地域13カ国)。

3. 戦略目標III: 開発に向けた知財活用の促進

# المؤتمر العالمي للأشخاص معاقى البصر

تنظمه المنظمة العالمية للملكية الفكرية (الويبو)  
و تستضيفه المملكة المغربية

JUNE 17 TO 28, 2013

MARRAKESH, KINGDOM OF MOROCCO

17 إلى 28 يونيو 2013

مراكش، المملكة المغربية



The Year in Review

June 2013

加盟国による「視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約」の採択は、多国間協調主義が最高の形で示されたものです。同条約は、何億人もの盲人及び視覚障害者のために、本へのアクセスを促進するでしょう。伝説的音楽家スティービー・ワンダー氏と歌手のホセ・フェリシアノー氏(上記写真)がマラケシュに集まった人々と共に祝賀会に参加しました。

38. 戦略の実施を支援する際には、また私たちの開発協力プログラムでは、一般的に、適切な法的・制度的規制の枠組みの確立、官庁の近代化、技術支援インフラの開発・配備、並びに人的能力開発の支援を行うことに焦点が当てられています。この目的を達成するために、2012年は、世界各国からの1,426人の専門スピーカー及びコンサルタントを使って、153カ国のLDC国、開発途上国、及び移行経済国で、794件ほどの技術支援活動が実施されました。
39. 人的能力開発について、当機関は、知財の出願及び、開発及び実施を含めた知財の実利用（技術的、管理的、法的、業務）のあらゆる側面をカバーしようと努めています。WIPOアカデミー（WIPO Academy）は、あらゆる専門教育の中心です。その遠距離学習コースが研修を提供した人数は、前年の33,000人に対して、2012年は約49,000人でした。対面式の直接プログラムでは、2012年は904人が研修を受けました。
40. 専門教育に加えて、アカデミーでは、次の各大学・機関と協力して知財法に関する修士課程を実施しています。アフリカ大学（University of Africa）とARIPO（ハラレ、ジンバブエ）、クイーンズランド工科大学（Queensland University of Technology）（ブリスベン、オーストラリア）、トリノ大学（University of Turin）（イタリア）、ヤウンデ第二大学（University of Yaounde II）とOAPI（カメルーン）、ハイファ工科大学（Haifa University of Technology）（イスラエル）、及びソウル大学（Seoul National University）（大韓民国）。2012年は、72名の学生がこれらのプログラムを受講しました。2013年は、プエノスアイレスのアウストラル大学と協力して、初めてスペイン語の修士課程が立ち上げられました。
41. 開発アジェンダは、完了したプロジェクトが評価を受け、評価報告書が開発と知的財産に関する委員会（CDIP: Committee on Development and Intellectual Property）によって検討されるという、より成熟した段階に入りました。完了し評価を受けたプロジェクトは、当機関の主流プログラムに組み込まれ、2014-2015年度の計画と予算案に統合されました。1つのプロジェクト（特許情報へのアクセスツール開発に関するプロジェクト）のフェーズIIが2012年11月、CDIPによって承認されました。大韓民国によって提案された、開発途上国及びLDCにおけるビジネス開発のための知財及び意匠創作に関するプロジェクト提案は、委員会で検討中です。
42. 著作権及び創造産業の分野では、私たちは、LDC及び開発途上国が奥深い豊かな文化を商業化し、創作者、実演家、画家たちを世界市場に効果的に結び付けるのを支援する手段を模索しています。効率的な集団管理組織は、その手段の1つになる可能性があります。私たちは、集団管理組織に関する新しい任意の品質保証基準（TAG of

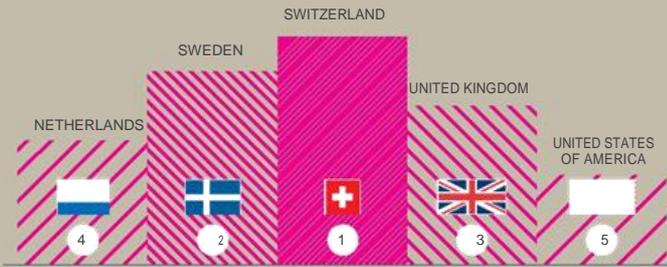
Excellenceという）を開発するプロジェクトを開始しました。この目的は、集団管理組織の指針及び支援を提供して、権利者のために高水準の透明性、説明責任、統治を達成することです。私たちはまた、発展途上世界における集団管理組織のためのデータ管理ITシステムを再生させようとしています。これは、権利のより効率的な管理及びクリアランスだけでなく、権利者を国内市場を超えてさまざまな市場に結びつけることも支援すると信じています。

## グローバル・インフラストラクチャ<sup>4</sup>

43. グローバル・インフラストラクチャ・プログラムは、以下を目的とした統合的アプローチを提供します。開発途上国が知財管理を支援する情報通信技術（ICT: Information and Communication Technologies）を使用する能力及びグローバル知識データベース及びネットワークを活用する能力を強化します。無料のグローバル・データベースを通じて、知的財産制度によって世界的規模で開発された技術情報、科学情報、市場情報を入手できるようにします。加盟国と協力して、知財庁間で重複する機能を減らすことで、連携を強化し効率性を高めるプラットフォームやツールを開発します。
44. 知財庁の近代化。国際事務局は、知財に関する出願の処理を自動化し、それによって利害関係者に提供されるサービスを改善するために、世界各国の知財庁を支援し続けてきました。WIPOの支援に対する要請は増え続けており、WIPOが提供しているシステムを1つ以上利用している官庁の総数は61から72に増えました。WIPOシステムの現在の利用状況は次のとおりです。
- 45 官庁が IPAS（工業所有権管理システム:Industrial Property Administration System）を利用。
  - 10 官庁が AIPMS（アラブ知財管理システム:Arab IP Management System）を利用。
  - 17 官庁が WIPO Scan（デジタル化及びワークフロー管理システム）を利用
  - 6 官庁が WIPO EDMS（電子文書管理システム:Electronic Document Management System）を利用。

4. 戦略目標IV: グローバルな知財インフラの調整と開発

### THE WORLD'S TOP 5 INNOVATORS



### INNOVATION INDEX CLIMBERS

Countries with the largest increase in ranking (compared to 2012)

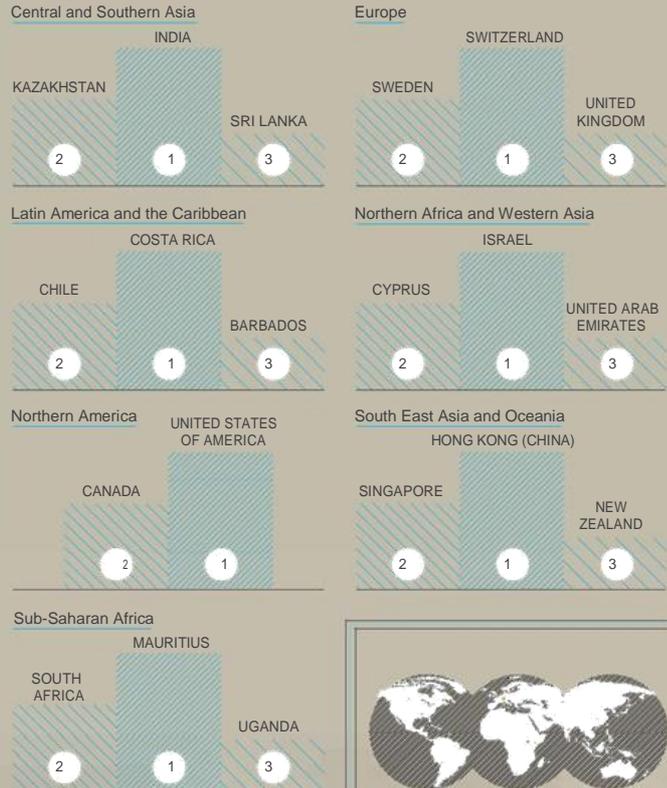


### TOP 3 PERFORMERS PER INCOME GROUP

World Bank classification



### TOP 3 PERFORMERS PER REGION



The Year in Review  
**July 2013**

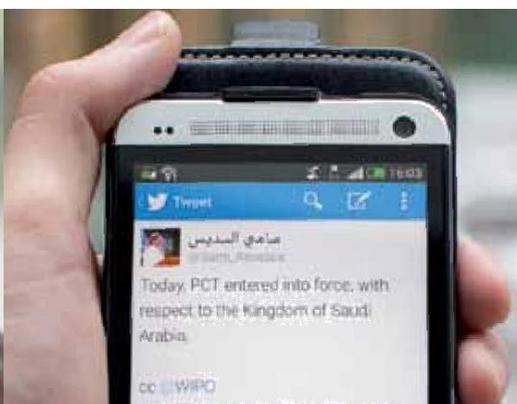
グローバル・イノベーション・インデックス2013 (WIPO、コーネル大学、及びINSEADにより発行)は、地域の利点を生かしているダイナミックなイノベーションの拠点の成功に焦点を当てています。GII (グローバル・イノベーション・インデックス:Global Innovation Index) は、84の指標を使用して、142の経済圏のイノベーション力やイノベーションの結果を測定しています。国連事務総長 潘基文 (パン・ギムン) 氏は、ジュネーブで開催された国連経済社会理事会 (ECOSOC:UN Economic and Social Council) のハイレベルセグメントでの調査結果の発表に参加しました。

未対応の支援要請のリストは長いものになっており、支援は、資源の可用性に従って優先順位が付けられています。WIPOのシステムの利用により生成されたデータは、参加知財庁のご協力により、地域で利用されているだけでなく、WIPOによって利用可能にされているグローバルな知財データベースに追加するために使用されません。

45. **グローバル・データベース及びその他の知識サービス。** この1年は、WIPOのグローバル・データベース及びその他の知識サービスの開発にとって、特に重要な1年でした。グローバル・データベースは、多言語アプローチを達成しようとしており、無料かつ効果的な機械翻訳と多言語検索 (CLIR: Cross-Lingual Information Retrieval) という2つの機能をユーザーに12言語で提供しています。内部開発された統計的機械翻訳ツールであるTAPTAは、拡張されてさらに多くの言語の組み合わせが含まれるようになっていきます。外部委託された翻訳者によるTAPTAの使用がWIPOの翻訳費用をどのくらい削減するかに関するパイロット研究は、2013年9月に終了しました。
46. PATENTSCOPEデータベースを使用すると、ユーザーは今や世界中の3200万を超える特許文献を検索することができますが、これには、PCTに基づいて公開された220万件の国際特許出願も含まれています。文献数が、一昨年の800万件、昨年の1400万件から、このように急増したのは、主に、本年、米国と中国の国内特許コレクションが含まれたことによります。
47. WIPOのグローバル・ブランド・データベースも、この1年間で急成長しました。新たに6カ国の商標レコード・コレクション (米国特許商標庁 (USPTO) の全コレクションを含む) が追加されたことで、この無料の公開リソースでは、利用者は、ブランド関連情報に関する1100万件を超えるレコードを検索できるようになりました。数カ国の国内官庁がWIPOのプロジェクトへの参加を求める要請に応じているため、さらにいくつかのコレクションが間もなく追加されるでしょう。
48. **情報及び知識へのアクセス。** ARDI (イノベーションのための研究開発成果へのアクセス) 及びASPI (特殊特許情報へのアクセス) は、LDCや開発途上国の個人や機関による科学的/技術的な定期刊行物及び商用データベースへのアクセスを拡大することを目的としたWIPOのプログラムです。この2つのプログラムの恩恵を受けている機関の数は着実に増え続けています。ARDIにとって、この1年は特に重要な1年でした。ARDIを通じて利用できる

コンテンツの量が劇的に増加し、昨年の専門誌250誌から、今年は論文審査のある専門誌、書籍、参考文献など10,000件を超えるコンテンツを利用できるようになりました。ARDIは、他の3つの国連機関、及び数多くの大手出版社と共に、2012年以降、Research4Life パートナーシップのメンバーとなっています。同パートナーシップは現在、100を超える開発途上国の6,000を超える機関に、世界の主要科学/技術/医療出版社の論文審査のあるオンライン・コンテンツへの無料又は低価格のアクセスを提供しています。2013年6月には、論文審査のあるリソースの数は35,000件を超えましたが、そのうち13,000件は専門誌、22,000件はe-ブックです。

49. **36の技術・イノベーション・サポートセンター (TISC: Technology and Innovation Support Center)** プロジェクトが、加盟国の協力のもと、WIPOによって開始されており、世界全体では、320を超えるTISCの設置が予定されています。TISCは、地域で利用できる高品質な技術情報及び関連サービスへのアクセスを提供することで、開発途上国のイノベータを支援しています。WIPOは、実地研修と遠距離学習コースの構造化されたプログラムを提供することで、TISCを支援しています。2012年末までに、60の実地研修コースが体系化されました。TISCの影響力と長期的な持続可能性を強化するため、WIPOは、2012年11月、eTISCオンライン知識管理プラットフォームを立ち上げました。eTISCでは、TISCは、国内ネットワーク内で、あるいは各国のネットワーク間で経験を交換し、ベストプラクティスを共有することができます。また、eTISCは、世界的規模でのTISCの発展を支援することを目的としたWIPOの新しいサービス (具体的には、対象者を絞ったe-ラーニング・コンテンツ、専門家とのチャット、オンラインセミナーなど) へのアクセスも提供しています。
50. **グローバル・プラットフォーム。** WIPOが加盟国 (PCT以外) と協力して運営している2つの主要なグローバル・プラットフォームについても、この1年間を通じて進展がありました。WIPO CASE (検索・審査結果への一元管理アクセス: Centralized Access to Search and Examination) は、技術的機能が改善しました。五大特許庁の書類システムとリンクするための技術パイロット・プロジェクトが2013年開始されました。その他の官庁も、同システムの評価又は同システムへの参加に関心があることを表明しています。WIPO DAS (デジタルアクセスサービス: Digital Access Service) は2012年にアップグレードされ、各官庁や出願人にとってシステムを使いやすくする新しい処理が実装されました。



**E ethnosproject**  
Aug 05, 7:11pm via Web  
@WIPO Thanks for the great publication links! ow.ly/nDSHh, ow.ly/nDSJE, ow.ly/nDSmp #TK #TCE #IP @simsa0  
Hide conversation

**E ethnosproject:** Practical workshop for Indigenous Peoples on intellectual property & traditional knowledge (Dec 4-6, 2013) <http://t.co/0dyzVWUuj> @WIPO  
11:17pm, Aug 03 from IFTTT

**simsa0:** @ethnosproject Do you have more info on IP, "copyright" & oral knowledge (be it indigenous or other)? Could you point me to some? cc @WIPO  
12:21am, Aug 04 from Web

**WIPO:** @simsa0 @ethnosproject Here are 3 links you may find useful: <http://t.co/PC6m6HoKOe> & <http://t.co/0qEc60a9nr> & <http://t.co/MWVj7BX2WC>  
5:54pm, Aug 05 from Web



The Year in Review  
**August 2013**

ソーシャルメディアは決して眠りません。1年365日、WIPOは、Twitterやその他のソーシャルメディア・プラットフォーム上に情報を提供するとともに、利害関係者とのグローバルな会話に参加しています。私たちの「Klout」（社会的影響）スコアは上昇し続けており、@WIPOが信頼性の高いオンライン・コンテンツ源として一般に高く認識されていることを示しています。

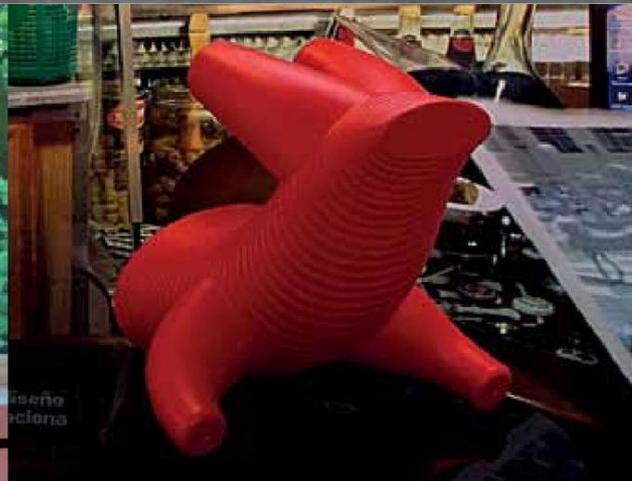
## 知財情報のグローバルな参照先としてのWIPO<sup>5</sup>

51. 間違いなく過剰な量のデータや情報が利用可能な世界で、私たちは、高品質で影響力の大きい参考文献を限定された数だけ含むデータベースを作ることに注力しようとしており、この点については、世界をリードしていると当然主張できると考えています。
52. WIPO、WTO、及び国連の加盟国195カ国の知財法及び条約へのアクセスを提供する電子データベース「WIPO Lex」の全世界の利用者数は増加し続けています。2012年には、100万人の利用者がWIPO Lexにアクセスしました。2013年は、利用者数は7月までにその人数に達しています。データベースは、現在では、英語、アラビア語、中国語、フランス語、スペイン語、及びロシア語で利用でき、公開インターフェースは、逐次行われる一般公開に先立って、精力的に試験及び機能強化されています。WIPO Lexの新しい条約コンポーネントは、2012年11月にリリースされ、既に更新済みです。これには、知財関連の170の多国間条約及び500の二国間条約が含まれており、また、このほかに2,000を上回る二国間条約が将来追加されることになっています。各国の知財制度がダイナミックに進化し、データベースの言語インターフェースが拡張され続けていることを考えると、WIPO Lexは継続的に見直し、更新する必要があります。これには、各国内機関、大学、法律事務所、その他利害関係者の皆様のご協力は欠かせないものです。私たちは、このパートナーのネットワークをさらに充実させ、広く展開する所存です。
53. **グローバル・イノベーション・インデックス2013 (GII)** が、コーネル大学及びINSEADと協力して発行されました。これは、7月初めにジュネーブで開催された国連経済社会理事会 (ECOSOC:UN Economic and Social Council) のハイレベルセグメントの一環として、国連事務総長潘基文氏の参加のもと、本年開始されたものです。GIIは、イノベーションに関する先進的な参照及び評価ツールとなっています。GIIのランキング及び主な調査結果は、国際的な報道機関で幅広く報道されました。
54. 多くの国内官庁の支援のおかげで、WIPOは、前総会以降、**世界中の知財活動に関する統計データ**の収集及び報告を大幅に改善することができました。次の主要な報告書が毎年作成されるようになりました。
- ・ **世界知的財産権指標 2012 年版 (World Intellectual Property Indicators 2012)**。最新版は、特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway) の使用及び品種登録に関する統計が含まれるようになり、内容が豊かになりました。
  - ・ **PCT 制度、マドリッド制度 (2013 年に初めて公開)、及びハーグ制度のそれぞれに関する年次報告書**。

55. 新しい世界知的財産報告書 (World IP Report) は、**変わりゆくイノベーションの姿 (The Changing Face of Innovation)** に関する報告書 (2011年発行) の続編となる報告書で、ブランド構築の役割を題材として、2013年後半に発行される予定です。

## グローバルな政策課題への取り組み<sup>6</sup>

56. 過去12カ月間に、WIPOは、保健、イノベーション、及び貿易の関係に関して、世界保健機関 (WHO: World Health Organization) 及び世界貿易機関 (WTO: World Trade Organization) との三者間協力を深めてきました。3機関の事務局によって作成された研究論文「**Promoting Access to Medical Technologies and Innovation: Intersections between public health, IP and trade (医療技術及びイノベーションへのアクセスの推進: 公衆衛生、知財、及び貿易の関係)**」は2013年2月に発行され、非常に好意的に受け止められました。2013年7月には、「医療イノベーション - ビジネスモデルの変化」に関する第3回シンポジウムが、3機関の後援により、WIPOで開催されました。
57. **WIPO Re:Search** は、顧みられない熱帯病、マラリア、結核の分野での新薬、ワクチン、診断法の開発促進のために、知財、未公表の研究及び専門知識の共有を促進する官民共同の事業です。WIPO Re:Search は、アフリカの医療研究機関の技術移転ワークショップと協力して、2012年10月、第1回目の年次会合を開催しました。2011年10月の発足以降、WIPO Re:Searchのメンバーは2倍以上になり、全五大陸からのメンバーは70を超えています。現在、メンバー間で30の契約又は共同研究が実施されています。加えて、開発途上国の研究者を先進国及び開発途上国の企業や大学の研究部門に配置する受入協定が5件、オーストラリアの信託基金を通じて進められています。
58. 成功したパイロットプログラムに続いて、環境的に持続可能な技術の提供者と需要者を結び付ける仮想市場である**WIPO Green**が、2013年11月に発足する予定です。現在、パートナーによるWIPO Green Charterへの署名が進められています。



**Georgia Geneva**

Aug 26, 3:27pm via Twitter for Mac

#Georgian National Ballet #Sukhishvili will perform at @WIPO on 23 September 2013 to mark the Assemblies of #WIPO, #Geneva, #Switzerland

WIPO総会時及び年間を通して行われた一連の文化イベントで、加盟各国は、各国のさまざまな創造的かつ革新的な才能に称賛の声を惜しみませんでした。WIPOでのショーにおいては、イタリア、ポーランド、スペインのデザイン、ベルギーのビールとコミック、インド映画、グルジアのダンスが披露されました。

## 情報発信<sup>7</sup>

59. この12カ月間、私たちは、新たな多くのユーザー及び新たな創造的コンテンツ配信手段を活用するために、ソーシャルメディアの利用を大幅に増やしました。
60. この1年間の私たちの情報発信の最良の成功例は、当機関の主要イベントに関連したものでした。コミュニケーションチームは、2013年世界知的所有権の日 (World IP Day) のために「Creativity - The Next Generation (創造力-次世代に向けて)」というテーマで、デザイン、イラスト、写真、ビデオ、Webコンテンツ、ソーシャルメディア・コンテンツなどを含む表現力豊かで独創的なコンテンツを作成し配信しました。世界知的所有権の日のイベントは89カ国で報道され(2012年の76カ国から増加)、Facebook キャンペーンの「いいね!」ボタンのクリック総数は、2012年に比べて倍以上に達しました (最も多く「いいね!」がクリックされたのは、インド、米国、メキシコ、ブラジル、及び英国でした)。このプロモーションの効果は直ちに明らかになりました。その日、WIPOのWebサイトには、それ以前の12カ月のどの日と比べても、倍以上のアクセスがありました。全キャンペーン期間を通じて、世界知的所有権の日のWebサイトには10万回近いアクセスがありました (2012年から80%増)。
61. WIPOの出版物はすべて、無料でオンラインからダウンロードできます。この1年で、28,000点の出版物が発送され、現在では、世界中に90の寄託図書館があり、一般市民がWIPOの物理的出版物にアクセスできるようになっています。
62. 2012年3月にTwitterとFlickrにアカウントを開設して以降の、WIPOのソーシャルメディアに残された足跡の数は大幅に増加しました。
- WIPOは、Twitterで、潜在的インプレッション数が合計2,200万に達しました。
  - WIPOのFlickrへの投稿写真は、約40万回表示されました。
  - Scribd上にあるWIPOの出版物は、36万回以上読まれています。
  - YouTube上のWIPOのビデオは、WIPOのアカウントの存続期間を通じて、330万回見られました。

7. 戦略目標VIII: WIPOとその加盟国及びすべての利害関係者との間における迅速な情報連絡のインターフェース

63. 2012年、私たちは、Webサイトの大規模な再編成に着手しました。これは、コンテンツの体裁を簡素化して再整理し、データ構造を再配置し、インターネットに接続するために使用されるさまざまなデバイスに応じたデザインを導入する、という膨大な作業でした。この多大な努力の成果は、本年第4四半期に稼働する予定です。

## 運営及び管理<sup>8</sup>

64. 運営管理セクター (Administration and Management Sector) は、プログラムの計画立案、予算管理、及び財務管理、並びにプログラムの効率的遂行及び実績評価に関して指導力を発揮しています。また、建物、ICTインフラ、会議、一般的な言語サービス、調達、出張サービス、職員や資産の安全及び治安の確保などの管理も行っています。したがって、サービスやプログラムを提供する方法をいかに強化するかが焦点となります。
65. 過去5年間にわたって実施されてきた大規模な変革プログラムである「戦略的再調整プログラム (SRP)」は、2012年末に成功裡に終了しました。プログラムの19の改革イニシアチブは、当機関の文化、仕事のやり方、手続きに統合されています。内部統制及び事業資源利用計画 (ERP: Enterprise Resource Planning) システムに関係する2つのイニシアチブについては、まだ行なうべき作業が残っていますが、どちらも、それぞれの作業計画に従って順調に進行しています。SRPの集中的な作業の段階から、私たちは、すべての運営管理手続きに関して、継続的な監視、見直し、刷新を行うことにより、継続的改善に向けて努力する段階へと移ってきています。
66. 新会議場プロジェクトは順調に進捗して、胸躍するような段階へと入ってきており、私たちは、完成後の建物の外観を思い描き始めています。2012年7月に、職場に関して直接的な責任を負うことを決定したことにより、管理責任が大幅に増大しましたが、これに対して職員は非常によく対応しています。新しい会議場は、2014年の総会開催に間に合うように完成し、稼働する予定です。

8. 戦略目標IX: WIPOがプログラムを遂行するための効率的な事務的・財務的サポート体制



The Year in Review  
2013

2012年総会以後の12カ月間に、WIPOは、私たちが管理する国際条約に対して、22の国による26の新たな支持を受けました。

67. 会議サービス及びICTの分野では、WIPOのすべての主要会合の手続きのために、ウェブキャスティングとVoD (ビデオオンデマンド) を導入しました。これは、透明性を高め、より多くのユーザーの受動的参加を容易にし、Webサイトで利用できる会合の記録の内容を充実させる効果がありました。
68. ISO 27001認証取得プロセスを開始するための重要なステップが実施されました。ISO 27001 Information Security Management Certification (情報セキュリティ管理認証) は、機密情報が適切に扱われ、可能な限り最大限の範囲で安全に保護されるという、非常に高いレベルの保証をWIPOの利害関係者に提供するものです。
69. 加盟国によってWIPO 言語政策が採択された結果、WIPOの言語サービスによって翻訳されるページ数が53%増加しました。この追加の作業負荷がスムーズに解消されるようにするため、コンピュータ支援翻訳/用語ツールの使用を増やすことに傾注するとともに、外部の翻訳サービスに依頼する割合を増加させました。
70. この1年は、人事管理部門 (Human Resources Management Department) にとって非常に活動的な1年でした。この1年の間に、労働時間の長い短期契約職員の正規化の処理が完了に近づきました。2012年総会で加盟国によって承認された職員就業規則 (SRR: Staff Rules and Regulations) 改正の実施を管理し、2013年総会で検討されることになる内部司法制度の改訂案を監修しました。最終決定されていない採用候補者数を0にし、決定から新たに選出した職員を当機関に採用するまでの時間を短縮しました。また、職員の地理的バランスや性別バランスの改善スピードが遅くないか、しっかり検証し、職員の技能を役職の要件にうまく適合させるために組織設計に多大な労力を払いました。
71. この1年間に当機関が達成した非常に有益な成果は、加盟各国の建設的な関与、献身的な取り組み、及び支援、並びに職員のプロ意識と熱心さがあってこそ、達成できたものです。加盟国の皆様、及び職員としてWIPOに多大なる貢献をされた皆様に感謝申し上げます



フランシス・ガリ  
事務局長



For more information contact WIPO  
at [www.wipo.int](http://www.wipo.int)

34, chemin des Colombettes  
P.O. Box 18  
CH-1211 Geneva 20  
Switzerland

Telephone:  
+4122 338 91  
11 Fax:  
+4122 733 54 28